

自治体クラウドの運用に宍粟市が加わります

このたび、住民情報システムの共同利用（自治体クラウド※）として、神河町と運用を行っている自治体クラウドに新たに宍粟市が加わります。

- 1 参加時期** 令和元年10月1日（火）から
- 2 経緯**
 - (1) 本年5月1日に三木市と神河町において県内2例目となる自治体クラウドの協定を結び、共同利用を開始しました。
 - (2) 同じ住民情報システムを使用している他の市町に参加の呼びかけを行ったところ、既に単独クラウド化を行っている宍粟市が10月1日付で協定に加わり、自治体3者の共同運用を開始します。
- 3 今後について** 宍粟市の参加により、三木市が負担する費用等に変更はありませんが、引き続き他の市町に参加を呼びかけ、災害時の相互支援や機器更新時の共同調達など、参加団体の増による相乗効果について検討を行います。

※住民情報システムのクラウド化とは

住民基本台帳・税情報などの自治体の情報システムを、外部のデータセンターにおいて運用する方式であり、一団体に運用する場合は単独クラウド、複数の自治体で共同利用する場合は自治体クラウドといいます。

問い合わせ先 三木市総合政策部法務情報課情報政策係
電話 0794-82-2000（内線 2123）